

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

高知県信用保証協会

高知県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成21年度から23年度までの3か年間における業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取組んでまいります。

1. 政策保証、特に緊急保証制度の推進

不況対策としての緊急保証制度（平成22年3月末まで）の更なる推進を図ります。

2. 信用補完制度改革への対応

セーフティネット保証の対象となっていない業種や、今回の緊急保証制度の終了後は、金融機関の理解と協力のもと責任共有制度による円滑な利用促進に努めてまいります。

3. 保証制度多様化への対応

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された流動資産担保融資保証制度や予約保証制度の普及を図ります。

4. 経営支援体制の充実強化

- ① 中小企業診断士を中心とした経営支援の具体例を積み重ね、今後中小企業診断士の養成を図るなど体制整備に向けて取り組んでまいります。
- ② 保証審査にあたっては現地訪問、企業経営者との面談機会の拡充を図ります。
- ③ 引続き“保証相談窓口”を開設するとともに“再生支援専門チーム”により、再生支援協議会とも連携を図っていきます。

5. 期中管理の充実

大口保証先について每期決算書を徴求するなど企業動向の把握に努めます。また、大口事故先等について実態把握に努め、再生支援や債権保全など適切な管理を図ります。

6. 回収の効率化

- ① 回収の目標管理と早期着手の徹底を図ります。
- ② 回収困難と分類された案件について管理事務停止等適切な措置を講じていきます。
- ③ 今後考えられる保全内容の質的变化に対応すべき効率的な執行体制の整備に取り組んでまいります。
- ④ サービサーの適正活用を図ります。

7. 経営管理態勢の強化等

- ① 協会業務の健全かつ適正な運営を確保し、経営管理態勢の強化を図るため、常勤監事を設置します。
- ② 公的な保証機関として、コンプライアンス態勢の充実を図るとともに、反社会的勢力に対しては組織を挙げて対処いたします。
- ③ 業務の効率化を図るため、次期電算システムへの移行を行います。